

令和 7 年度

井手町水道事業・多賀地区簡易水道事業
水質検査計画

井手町上下水道課

目 次

1. 水質検査計画に関する基本方針
2. 井手町上水道事業の浄水施設概要
3. 原水及び浄水の水質状況並びに水質管理上の問題点
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
 - (1) 採水場所
 - (2) 検査項目・検査頻度
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己／委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
 - (1) 公表の内容
 - (2) 公表の方法
9. 関係者との連携

1. 水質検査計画に関する基本方針

- (1) 『「水質検査計画」策定の手引書』（(社)日本水道協会発行）に基づき水質検査計画を策定する。
- (2) 供給する水が給水栓において水道水質基準を遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質の検査を行う。
- (3) 水道法施行規則第 15 条第 7 項を参照して自己の水源や水質汚濁の状況等を考慮し、水質検査計画を作成する。
- (4) 水質検査計画には、水道法施行規則第 15 条第 7 項に定めるところにより、井手町が行う定期の水質検査について検査すべき事項、当該項目、採水場所、検査の回数及びその理由を記載するものとする。
- (5) 水道法第 20 条第 3 項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目及び委託の理由等について記載する。
- (6) 水質検査計画による測定結果については、評価のうえ、需要者に対し公表する。

2. 井手町上水道事業の浄水施設概要

- (1) 事業体の名称 井手町水道事業
 - ・主な給水区域 別表 1 に定める区域内
(但し、区域内であっても地形その他給水することが著しく困難と認められるところには給水しない。)
 - ・計画給水人口 5, 5 4 0 人
 - ・計画一日最大給水量 2, 6 2 0 m³
 - ・浄水方法

浄水場の名称	井手浄水場
所在地	井手町大字井手小字北開 9 番地
原水の種類	深井戸 (2 基)
処理方法	前塩素処理 急速ろ過

- (2) 事業体の名称 井手町多賀地区簡易水道事業
 - ・主な給水区域 別表 2 に定める区域内
(但し、区域内であっても地形その他給水することが著しく困難と認められるところには給水しない。)
 - ・計画給水人口 2, 0 5 0 人
 - ・計画一日最大給水量 1, 0 9 0 m³
 - ・浄水方法

浄水場の名称	多賀浄水場
所在地	井手町大字多賀小字判ノ地 2 番地
原水の種類	深井戸 (1 基)
処理方法	前塩素処理 急速ろ過

3. 原水及び浄水の水質状況並びに水質管理上の問題点

- (1) 井手町の浄水場は、水質的に安定した良質な水を深井戸から取水し、適切な浄水処理を行い、水質基準を十分満足した安全で良質な水道水を供給しています。

しかし、深井戸であるが自然由来等により 5 1 項目の水質基準項目における基準値の監視、また、浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目を下表に示します。

原水の汚染要因	項 目
水質管理上注意すべき項目	自然由来物質（原水に含まれる。）
浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目	臭素酸（次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する可能性がある）

4. 採水場所、検査項目、検査頻度及びその理由

（1）採水場所

- ・ 毎日検査は、井手・多賀それぞれの浄水場内及び配水管末の給水栓で行います。
- ・ 水質基準項目の検査は、水質基準が適用される給水栓等で行います。また、原水については井手第 1 水源・第 2 水源取水ポンプ場入口、多賀については浄水場入口で行います。

（2）検査項目、検査頻度及びその理由

- ・ 毎日検査項目は表（2）毎日検査項目のとおり毎日 1 回行います。
- ・ 水質基準項目で行う検査は、表（1）水質検査項目のとおり行います。
- ・ 原水の水質検査は、表（1）水質検査項目の内、基 2 1 から基 3 1 までの消毒副生成物を除いた項目を年 2 回行います。
- ・ また、一般に関心の高い項目である病原性生物（クリプトスポリジウム）についても表（3）独自に行う検査項目のとおり検査を実施します。

（水道法施行規則第 15 条第 1 項の第 1 号及び第 2 号に基づく）

5. 水質検査方法

- ・ 検査方法については、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」）によって検査を行います。

6. 臨時の水質検査

- ・ 水道水に異常が認められたとき。
（但し、明らかに問題のない項目の検査、飲料の適否に関する以外の検査を行う場合は、検査費用が必要です。）
- ・ 水源の水質が悪化したとき。
- ・ 水源地及び浄水施設で異常があったとき。
- ・ その他、必要と認められたとき。

7. 水質検査の自己／委託の区分

- ・ 毎日検査は、井手町で実施します。
- ・ 水質基準項目の検査は、地方公共団体の機関または国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託し実施します。（水道法第 20 条第 3 項）

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 公表の内容

- ・ 水質検査計画
- ・ 全項目（51項目）実施した給水栓水の水質検査結果
- ・ その他

(2) 公表の方法

- ・ 上下水道課窓口並びに井手町ホームページ（<http://www.town.ide.kyoto.jp/>）で公表します。

9. 関係者との連携

- (1) 水質汚染事故や水系感染症の発症などがあった時は、山城北保健所や近隣市町村等の関係機関と情報交換するとともに、連携して対策を講じます。

表(1)水質検査項目

番号	水質基準項目	実施検査 頻度	設定理由	区分
基1	一般細菌	1回/月	省略不可項目	病原生物 の指標菌
基2	大腸菌	1回/月	省略不可項目	
基3	カドミウム及びその化合物	2回/年	過去5年間の最大値が1/10以下であるが安全性確認のため。	無機物質・ 重金属
基4	水銀及びその化合物	2回/年	過去5年間の最大値が1/10以下であるが安全性確認のため。	
基5	セレン及びその化合物	2回/年	過去5年間の最大値が1/10以下であるが安全性確認のため。	
基6	鉛及びその化合物	2回/年	過去5年間の最大値が1/10以下であるが安全性確認のため。	
基7	ヒ素及びその化合物	2回/年	過去5年間の最大値が1/10以下であるが安全性確認のため。	
基8	六価クロム化合物	2回/年	過去5年間の最大値が1/10以下であるが安全性確認のため。	
基9	亜硝酸態窒素	1回/3月	過去3年間の最大値が1/10以下であるが安全性確認のため。	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	省略不可項目	
基12	フッ素及びその化合物	2回/年	過去5年間の最大値が1/10以下であるが安全性確認のため。	
基13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	過去に参考となる基準がない為。	一般有機 化学物質
基14	四塩化炭素	2回/年	過去5年間の最大値が1/10以下であるが安全性確認のため。	
基15	1,4-ジオキサン	1回/3月	過去に参考となる基準がない為。	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	2回/年	過去5年間の最大値が1/10以下であるが安全性確認のため。	
基17	ジクロロメタン	2回/年	過去5年間の最大値が1/10以下であるが安全性確認のため。	
基18	テトラクロロエチレン	2回/年	過去5年間の最大値が1/10以下であるが安全性確認のため。	
基19	トリクロロエチレン	2回/年	過去5年間の最大値が1/10以下であるが安全性確認のため。	
基20	ベンゼン	2回/年	過去5年間の最大値が1/10以下であるが安全性確認のため。	
基21	塩素酸	1回/3月	省略不可項目	消毒副生 成物
基22	クロロ酢酸	1回/3月	省略不可項目	
基23	クロロホルム	1回/3月	省略不可項目	
基24	ジクロロ酢酸	1回/3月	省略不可項目	
基25	ジブロモクロロメタン	1回/3月	省略不可項目	
基26	臭素酸	1回/3月	消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用している為。	
基27	総トリハロメタン	1回/3月	省略不可項目	
基28	トリクロロ酢酸	1回/3月	省略不可項目	
基29	ブロモジクロロメタン	1回/3月	省略不可項目	
基30	ブロモホルム	1回/3月	省略不可項目	
基31	ホルムアルデヒド	1回/3月	省略不可項目	
基32	亜鉛及びその化合物	2回/年	過去5年間の最大値が1/5以下であるが安全性確認のため。	色
基33	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	過去に参考となる基準がない為。	
基34	鉄及びその化合物	2回/年	過去5年間の最大値が1/5以下であるが安全性確認のため。	

番号	水質基準項目	実施検査 頻度	設定理由	区分
基35	銅及びその化合物	2 回/年	過去 5 年間の最大値が 1/10 以下であるが安全性確認のため。	色
基36	ナトリウム及びその化合物	2 回/年	過去 5 年間の最大値が 1/10 以下であるが安全性確認のため。	味覚
基37	マンガン及びその化合物	2 回/年	過去 5 年間の最大値が 1/10 以下であるが安全性確認のため。	色
基38	塩化物イオン	1 回/月	省略不可項目	味覚
基39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	1 回/3 月	(井手水道)過去 5 年間の最大値が 1/5 以下であるが安全性確認のため。 (多賀水道)過去 5 年間の最大値が 1/10 以下であるが安全性確認のため。	
基40	蒸発残留物	1 回/3 月	(井手水道)過去 5 年間の最大値が 1/2 以下であるが安全性確認のため。 (多賀水道)過去 5 年間の最大値が 1/5 以下であるが安全性確認のため。	
基41	陰イオン界面活性剤	2 回/年	過去 5 年間の最大値が 1/10 以下であるが安全性確認のため。	発泡
基42	ジェオスミン	2 回/年	原因藻類の発生の恐れがないため。	臭気
基43	2-メチルイソボルネオール	2 回/年	原因藻類の発生の恐れがないため。	
基44	非イオン界面活性剤	1 回/3 月	過去に参考となる基準がない為。	発泡
基45	フェノール類	2 回/年	水源に汚染源が存在しない為。	臭気
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1 回/月	省略不可項目	味覚
基47	pH 値	1 回/月	省略不可項目	基礎的 性状
基48	味	1 回/月	省略不可項目	
基49	臭気	1 回/月	省略不可項目	
基50	色度	1 回/月	省略不可項目	
基51	濁度	1 回/月	省略不可項目	

表(2)毎日検査項目

番号	毎日検査項目	実施検査 頻度	設定理由
毎1	色	1 回/日	省略不可項目
毎2	濁り	1 回/日	省略不可項目
毎3	消毒の残留効果	1 回/日	省略不可項目

表(3)独自に行う検査項目

番号	独自に行う検査項目	実施検査頻度	備 考	
独1	クリプトスポリジウム指標菌	1 回/年	井手浄水場	耐塩素性の病原生物 のひとつです。
		1 回/月	多賀浄水場	

別表 1

給水区域

大字	小字（全部・一部の別）
井手	川久保、北玉水、野畑、辻垣内、南玉水、柏原、合藪、橋ノ本、梅ノ木原、里、西高月、玉ノ井、中溝、栢ノ木、東高月、宮ノ前、西垣内、宮ノ本、北溝、南溝、西前田、柴木田、清水、東前田、岡田、塚本、砂子田、上赤田、道心田、下赤田、浜田、野神、北猪ノ阪、段ノ下、南猪ノ阪、扇畑、藪尻、渋川、中川、久保の全部 池ノ上、山田、山縁、西山、中島、二本松、中垣内、東垣内、石橋、北開、尾ノ山、新四郎山、大塚、弥勒、南開、平山の各一部
多賀	才田口、上ノ浜の各一部

別表 2

給水区域

大字	小字（全部・一部の別）
多賀	東北河原、北口、西北組、新造、東北組、阿弥陀寺、立石、東南組、西南組、前川、判ノ地、石名田、下川、谷村、蛇谷、栗岡、東北山の全部 西北河原、西久保、中道、南口、西松ヶ花、西北ノ代、東北ノ代、坂ノ下、東松ヶ花、茶臼塚、丸山、甚五郎谷、馬場崎、墓ノ平、岩倉、庵垣内、天王山、内垣内、奥西、帽子田、宮ノ後、上堂、北赤坂、高橋、八反田、佃、南久保、安堵山、浜、起、穴虫、西北山、堀畑、西白坂、上戸塚、飛鳥田、二ノ坪の各一部
井手	平山の一部